

国立研究開発法人国立環境研究所遺伝資源利用委員会運営要領

令 4 要領第 2 号
令和 5 年 3 月 1 日

(趣旨)

第1条 本要領は、国立研究開発法人国立環境研究所遺伝資源利用実施規程（令 4 規程第 2 号。以下「規程」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づき設置される遺伝資源利用委員会の組織及び運営に関わる必要な事項を定めるものとする。

(委員会の構成)

第2条 委員会は、理事長が指名する次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事（研究担当）
 - (2) 遺伝資源利用に関して優れた見識を有する者
 - (3) その他の学識経験を有する者
- 2 委員会に委員長を置き、理事（研究担当）をもって充てる。
 - 3 委員のうち外部委員は 1 名以上とする。外部委員は、職員又は契約職員ではない者とする。
 - 4 委員長は、委員のうちから副委員長・幹事を指名することができる。
 - 5 委員長に事故があるときは副委員長が委員長の職務を代理する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。なお、委員の任期途中の交代に伴う後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員会の開催)

第4条 委員長は必要であると認めたとき委員会を招集する。

- 2 委員会は、全委員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。
- 3 委員長は必要に応じて、研究所内外の遺伝資源利用に関して優れた見識を有する者でかつ委員でない者（以下「有識者」という。）に助言を求めることができる。
- 4 委員長は、遺伝資源取得・利用申請書の審査において、当該遺伝資源取得・利用申請に関わる委員がおり、審議の公正性を確保する上で必要であると認めるときは、当該関係者となる委員を審議に参加させないことができる。

(議事内容の公開)

第5条 議事内容は研究所内で公開することを原則とする。ただし、公開することにより、個人情報、研究の独創性、知的財産権の保護等に支障が生じるおそれがある場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

(記録の保存)

第6条 委員会の議事内容は法人文書管理規程等に基づき委員会終了後5年間、幹事が保管するものとする。

(守秘義務)

第7条 委員(第2条第1項に該当する者すべて)は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員を辞した後も同様とする。

2 有識者は委員長又は事務局から得た情報を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、幹事と事務局で行う。

2 事務局は生物多様性領域に置く。

3 事務局は必要に応じて有識者に意見を聞くことができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

(附則)

1 本要領は、令和5年3月1日から施行する。